

## 第2部 ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理の状況

## 1 ごみ処理体制

### 1) ごみ行政の推移

本市が合併する以前のごみ処理に関する行政施策等の推移を表 2.1.1 に示します。

本市は平成 21 年 7 月まで旧市町ごとにごみ処理を行ってきましたが、それ以降、ごみ処理の広域化として、橋本周辺広域市町村圏組合の「橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）」（焼却施設・リサイクルセンター）にて処理を開始し、現在に至っています。

表 2.1.1 本市におけるごみ処理行政の推移

年度	推 移
昭和 44	・橋本市清掃プラントが完成（旧橋本市）
昭和 48	・狼頭尾峠の埋立処分場が満杯になり、不燃物収集を一時中止（旧橋本市）
昭和 57	・高野口町清掃センターが完成（旧高野口町）
昭和 62	・橋本市クリーンセンターが完成（旧橋本市）
平成 4	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）が完成（旧橋本市）
平成 5	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）の浸出水処理施設が完成（旧橋本市）
平成 10	・橋本周辺広域市町村圏組合が設立 ・橋本市クリーンセンターのダイオキシン類対策工事が完了（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの排ガス高度処理設備が完成（旧高野口町）
平成 14	・橋本市クリーンセンターの排ガス高度処理設備が完成（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの灰固形化設備が完成（旧高野口町）
平成 16	・高野口町清掃センターの改修工事が完了（旧高野口町）
平成 17	（・旧橋本市と旧高野口町が合併）
平成 18	・ごみ処理基本計画の策定
平成 21	・橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）が完成
平成 22	・橋本クリーンセンターと高野口クリーンセンターの解体撤去
平成 23	・ごみ処理基本計画（改定）の策定
平成 27	・事業系ごみの減量と分別のマニュアルの作成
平成 28	・ごみ処理基本計画（第 2 期）の策定
平成 30	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）の嵩上げ工事完了

## 2) 処理対象区域の状況

ごみ処理対象区域は、本市の行政区域全域です。

## 3) ごみの排出体制

本市のごみの排出体制を表 2.1.2 に示します。

生活系ごみは直営もしくは委託業者により収集するものと、市民が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。また、事業系ごみは許可業者により収集するものと、事業者が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。その他、古紙・古布類及びアルミ缶については、市民による集団回収が行われています。

表 2.1.2 本市におけるごみ排出体制

分別区分	生活系ごみ	事業系ごみ
可燃ごみ	委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
その他プラ製容器包装	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
ペットボトル	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
埋立ごみ	委託業者収集	(受け入れなし)
※粗大ごみ(可燃)	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
※粗大ごみ(破碎選別)	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
食品用ビン類	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
スチール缶(食品用)	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
破碎選別ごみ	委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
有害危険ごみ	直営収集、直接搬入	(受け入れなし)
廃食用油	直営収集	(受け入れなし)
アルミ缶(食品用)	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
古紙類	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
古布	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入

※粗大ごみは、分別区分では同じだが、処理については、粗大可燃と粗大破碎選別に分けて行っている。

#### 4) ごみの分別区分

本市の分別区分を表 2.1.3 に示します。

現在の分別区分は、平成 21 年度のごみ処理の広域化に伴い統一されたものです。

表 2.1.3(1) 本市におけるごみの分別区分

分別区分	対象となる品目	出し方	
可燃ごみ	落ち葉、剪定枝、生ごみ、革製品、紙おむつ、スポンジ、軟質プラスチック類など。	・生ごみは十分に水切りする。 ・紙おむつは汚物を取り除く	専用指定袋
その他プラ製容器包装	プラ製の容器包装の内、プラマークのあるもの。トレイ、ボトル、パック、菓子袋、発泡スチロールなど。	・食べ残しや汚れを取り水洗いし、乾かす。 ・洗って汚れの落ちないものは「可燃ごみ」へ。	専用指定袋
ペットボトル	プラ製の容器包装の内、ペットボトルマークのあるもの。醤油、ジュース、日本酒などのボトル。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・ラベル・キャップは「その他プラ」へ。	専用指定袋
埋立ごみ	陶磁器などの焼き物、コンクリート製品、ガラス製品、食品用でないガラスビンなど。	・割れたものは新聞紙に包む。 ・広域ごみ処理場には搬入できない。	専用指定袋
粗大ごみ	市の収集するごみで、一辺 30cm を超えるもの。タンス、自転車、布団など。	・大きさに合った収集シールを貼る。	粗大ごみ収集シール
食品用ビン類 (無色・茶色・その他の色)	ガラス製食品や飲料の容器。一升ビン、牛乳ビン、ワインボトル、ジャムのビンなど。	・中身を出して水洗いし、乾かす。色で分別する。 ・食品用以外のビンは「埋立ごみ」へ。	コンテナ
スチール缶 (食品用)	食品や飲料の缶でスチールマークのあるもの。ツナ缶、コーヒーの缶。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・マークの無いものは「破碎選別」へ。	[集団回収] 透明の袋
破碎選別ごみ	小型家電、おもちゃ、金属小物類、金属を伴うプラスチック類、硬質プラスチック類、食品用以外の缶など。	・包丁・カミソリの刃の部分は、紙で包み「キケン」と書く。	コンテナ
有害危険ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、スプレー缶、ライター、カセットボンベなど。	・乾電池は、小袋に入れる。 ・使い捨てライターはガスを抜くこと。 ・スプレーは使い切る。	コンテナ
廃食用油	使用済み天ぷら油や、オリーブオイルなど植物性食用油。	・元のボトルの容器かペットボトルに入れる。 ・ふたはきっちり閉める。ラードなど動物性は不可。	コンテナ
アルミ缶 (食品用)	食品や飲料の缶でアルミマークのあるもの。炭酸飲料の缶、ビールの缶。	・中身を出して水洗いし、乾かす。	[集団回収] 透明の袋
古紙類 (古紙類・段ボール類・飲料用紙パック)	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、その他雑紙	・飲料用紙パックは、中身を出して水洗いし、乾かす。 ・汚れや匂いのついた紙、アルミ箔張りや防水加工をしたものは不可。	[集団回収] ヒモで縛る
古布類	使用済みの衣類やシャツなどで、きれいなもの。T シャツ、ズボン、ジャンパーなど。	・汚れが取れないものは、「可燃ごみ」へ。	[集団回収] 透明の袋

[出典] ごみの減量と分別のガイドブック

表 2.1.3(2) 本市におけるごみの分別区分

分別区分	対象となる品目	出し方
家電リサイクル対象品	冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、テレビ、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機	・市での収集は不可。 ・購入店、又は家電リサイクル協力店に問い合わせ。
リサイクル推奨指定品	パソコン、ディスプレイ、自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器、バッテリー、充電式・ボタン式電池など。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・販売店または販売協力店、各制度の相談窓口にお問い合わせ。
市で処理できないものなど〔排出規制物〕	産業廃棄物、LPガスボンベ、農機具、木製パレット、ピアノ、ペンキ、劇薬物、農薬、注射針などの感染性廃棄物、土、砂、石など。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・購入店、回収協力店に問い合わせ。
事業所から出るごみ	飲食店から出た生ごみ、事務所から出た書類、家などの解体廃材などの産業廃棄物など。	・市では収集しない。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分け、適切に処理すること。
広域ごみ処理場への持込み	市で収集を行う「埋立ごみ」以外の生活系ごみ、産業廃棄物でない事業所から出る一般廃棄物。	・ごみの量が多い場合などは、広域ごみ処理場へ直接持ち込むことができる。

[出典] ごみの減量と分別のガイドブック

表 2.1.3(3) 本市におけるごみの分別区分（適正処理困難物）

適正処理困難物指定品目
(1) 自動車
(2) 原動機付自転車
(3) ゴムタイヤ(自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの)
(4) LPガスボンベ
(5) 消火器
(6) バッテリー(自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの)
(7) ピアノ
(8) スレート、外壁パネル、石膏ボード及びそれに類するもの
(9) 建築物及び構造物の解体に伴って発生したコンクリート塊、コンクリート片、屋根瓦、タイル及びそれに類するもの
(10) 石綿含有廃棄物
(11) 浄化槽及びし尿便槽

[出典] 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則 別表(第5条関係)

## 5) ごみ処理の流れ

本市のごみの処理の流れを図 2.1.1 に示します。

「可燃ごみ」及び「粗大ごみ（可燃）」は橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて焼却処理し、焼却残渣は大阪湾フェニックスへ処分委託しています。

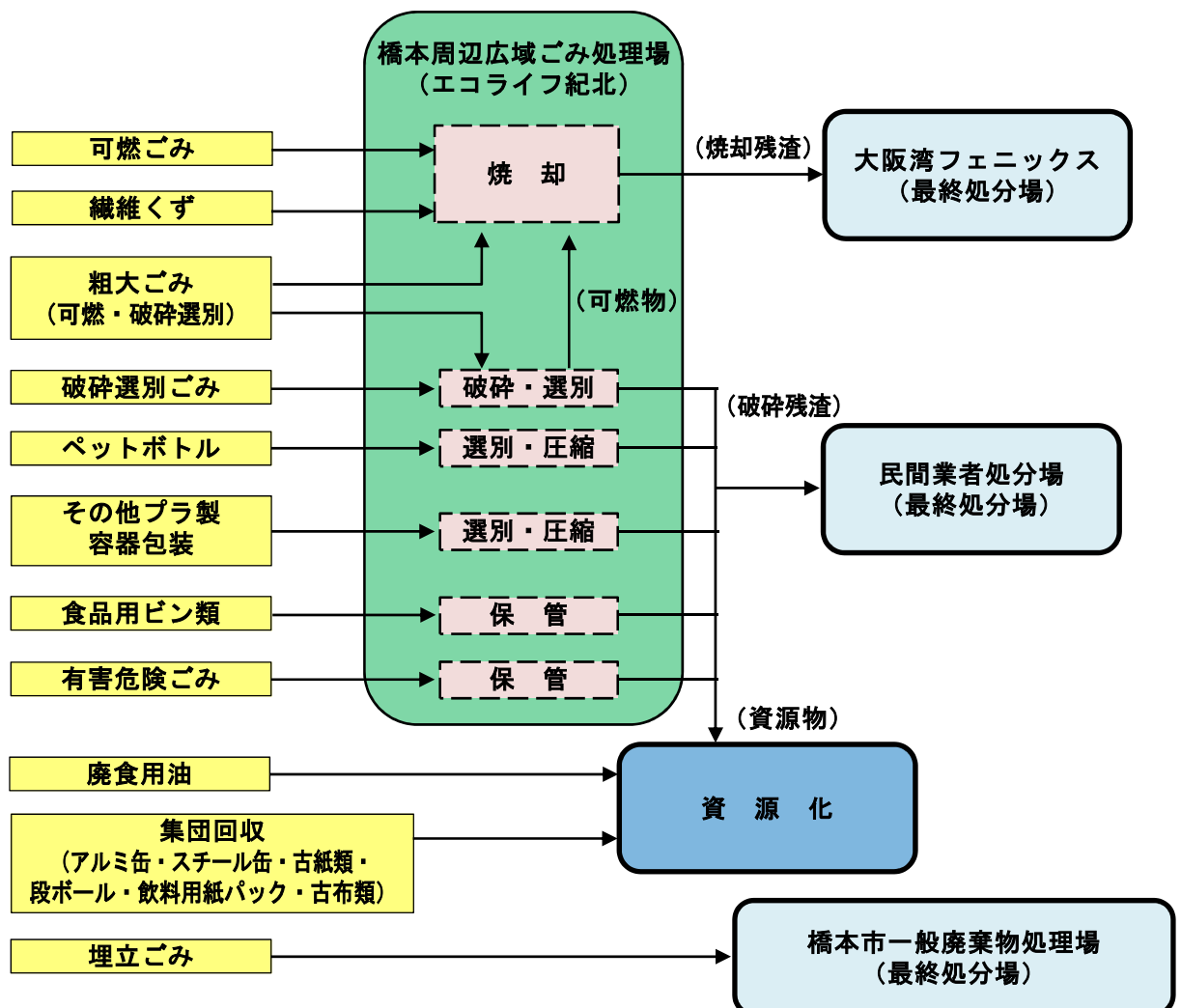
「粗大ごみ（破砕選別）」「破砕選別ごみ」「ペットボトル」「その他プラ製容器包装」「食品用ビン類」及び「有害危険ごみ」は、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて破砕または選別、保管を行ったあと、民間業者へ引き渡されリサイクルされています。

「廃食用油」は、民間業者へ引き渡され、BDF（バイオディーゼル燃料）等にリサイクルされています。

また、集団回収された古紙・古布類、アルミ缶、スチール缶は、資源ごみ回収業者へ直接引き渡され、リサイクルされています。

「埋立ごみ」は、橋本市一般廃棄物処理場で埋立処分されています。

図 2.1.1 本市のごみ処理フロー



## 6) ごみ処理の手数料

本市のごみ処理の手数料について、表 2.1.4 に示したとおりです。橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への直接搬入に関しては表 2.1.5 に示します。

生活系ごみのうち指定日を設け定期的に収集する「可燃ごみ」「その他プラ製容器包装」「ペットボトル」「埋立ごみ」は指定袋、「粗大ごみ」は指定シールを購入して排出することとしています。

事業系ごみや施設へ直接搬入されるごみについては、従量制で処理手数料を徴収することとしています。

なお、平成 21 年度の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への移行に伴い、指定袋の一部及び施設へ搬入する際の処理手数料を見直しました。

**表 2.1.4 ごみ処理の手数料（指定袋・指定シール）**

種別	区分	手数料	備考
収集ごみ (生活系ごみ)	可燃ごみ指定袋（大）	47 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	可燃ごみ指定袋（小）	28 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	臭気対策用可燃ごみ指定袋	60 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	リサイクルごみ指定袋	14 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	埋立ごみ指定袋	14 円/1 枚	1 袋 5 枚入り
	粗大ごみ（一辺が 1m 未満のもの）	93 円/1 シール	
	粗大ごみ（一辺が 1m 以上のもの）	186 円/1 シール	

※上記の金額は消費税抜である。

[出典] 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

**表 2.1.5 ごみ処理の手数料（施設への直接搬入）**

区分	手数料	備考
生活系ごみ	50 kg まで 335 円、以降 10 kg ごとに 67 円加算	埋立ごみは受付不可
事業系ごみ	50 kg まで 480 円、以降 10 kg ごとに 96 円加算	埋立ごみは受付不可

※上記の金額に消費税を加算後、10 円未満の端数は切り捨て

[出典] 橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例  
橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例

## 7) 産業廃棄物の処理

高野口地域の事業所から排出される繊維くずについては、産業廃棄物になりますが、「橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 18 年条例第 154 号）第 23 条の規定により、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。

## 2 ごみ排出量の実績

### 1) ごみ種類別排出量の実績

本市のごみ種類別排出量を表 2.1.6 及び図 2.1.2 に示します。

ごみ排出量は、年間 20,000 t 前後で推移しています。生活系ごみについては、年間 11,000 t 前後で推移しており、事業系ごみについては、年間 5,000 ~6,500 t の間を推移しています。

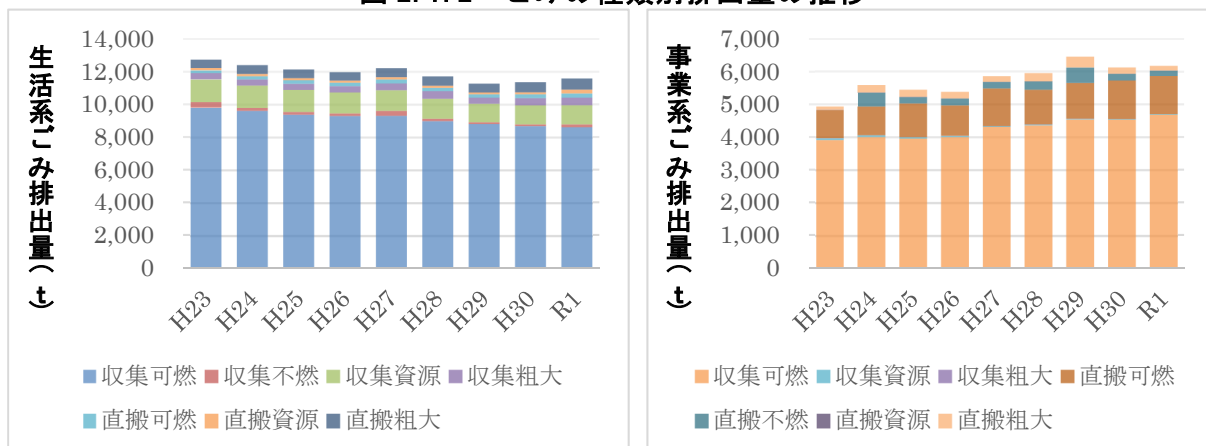
なお、集団回収量については、年間 2,500t 程度で推移しています。

表 2.1.6 ごみの種類別排出量の実績

(単位：t/年)

項目／年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
生活系 ごみ	収集	可燃ごみ	9,790	9,599	9,360	9,286	9,292	8,971	8,794	8,668	8,602	
		不燃ごみ	339	174	167	157	307	148	105	108	176	
		資源ごみ	1,385	1,359	1,344	1,269	1,255	1,213	1,133	1,151	1,165	
		粗大ごみ	375	377	370	382	407	457	363	448	457	
		(小計)	11,889	11,509	11,241	11,094	11,261	10,789	10,395	10,375	10,400	
	直接 搬入	可燃ごみ	174	195	220	220	247	210	207	229	251	
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源ごみ	142	140	127	127	138	124	113	118	242	
		粗大ごみ	504	535	524	507	545	571	534	619	671	
		(小計)	820	870	871	854	930	905	854	966	1,164	
	(計)		12,709	12,379	12,112	11,948	12,191	11,694	11,249	11,341	11,564	
	事業系 ごみ	収集	可燃ごみ	3,904	3,996	3,947	3,997	4,300	4,350	4,522	4,518	4,670
			不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			資源ごみ	50	47	38	34	21	23	23	21	21
粗大ごみ			8	7	5	5	1	4	5	1	1	
(小計)			3,962	4,050	3,990	4,036	4,322	4,377	4,550	4,540	4,692	
直接 搬入		可燃ごみ	848	873	1,024	918	1,147	1,053	1,088	1,168	1,153	
		不燃ごみ	0	416	193	206	197	254	466	205	162	
		資源ごみ	7	6	7	4	5	3	3	2	5	
		粗大ごみ	106	226	216	202	171	248	327	189	145	
		(小計)	961	1,521	1,440	1,330	1,520	1,558	1,884	1,564	1,465	
(計)		4,923	5,571	5,430	5,366	5,842	5,935	6,434	6,104	6,157		
集団回収		2,801	2,621	2,448	2,303	2,215	2,611	2,551	2,315	2,220		
合 計		20,433	20,571	19,990	19,617	20,248	20,240	20,234	19,760	19,941		

図 2.1.2 ごみの種類別排出量の推移





## 2) 生活系ごみの1人1日平均排出量の実績

生活系ごみの1人1日平均排出量の推移を表 2.1.7 と図 2.1.3 に示します。

生活系ごみの1人1日平均排出量（原単位）は、収集ごみが概ね 450～480 g／人・日、直接搬入ごみが概ね 30～50 g／人・日で、生活系ごみ全体で概ね 485～515 g／人・日となり、それぞれ増減しながら推移しています。

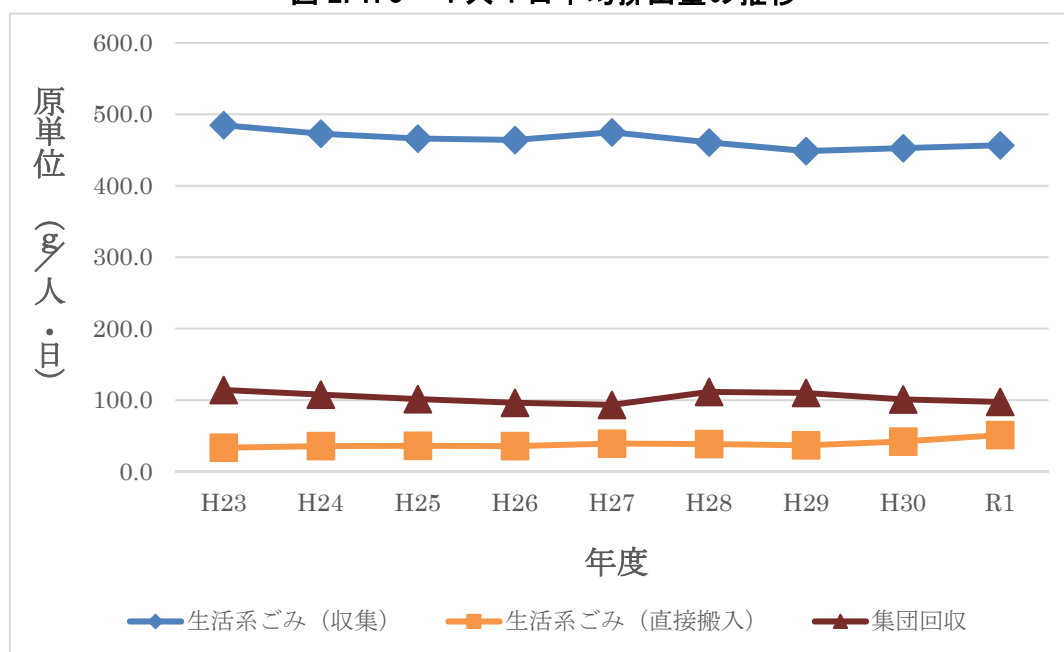
なお、集団回収の1人1日平均排出量は、100 g／人・日前後で推移しています。

表 2.1.7 1人1日平均排出量の実績

（単位：g／人・日）

項目 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
人口 (人)	66,996	66,657	66,069	65,479	64,793	64,150	63,486	62,788	62,206		
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	399.3	394.5	388.1	388.5	391.8	383.1	379.5	378.2	377.8
		不燃ごみ	13.8	7.2	6.9	6.6	12.9	6.3	4.5	4.7	7.7
		資源ごみ	56.5	55.9	55.7	53.1	52.9	51.8	48.9	50.2	51.2
		粗大ごみ	15.3	15.5	15.3	16.0	17.2	19.5	15.7	19.5	20.1
		(小計)	484.9	473.0	466.1	464.2	474.9	460.8	448.6	452.7	456.8
	直接搬入	可燃ごみ	7.1	8.0	9.1	9.2	10.4	9.0	8.9	10.0	11.0
		不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		資源ごみ	5.8	5.8	5.3	5.3	5.8	5.3	4.9	5.1	10.6
		粗大ごみ	20.6	22.0	21.7	21.2	23.0	24.4	23.0	27.0	29.5
		(小計)	33.4	35.8	36.1	35.7	39.2	38.7	36.9	42.2	51.1
(計)	518.3	508.8	502.3	499.9	514.1	499.4	485.4	494.9	507.9		
集団回収	114.2	107.7	101.5	96.4	93.4	111.5	110.1	101.0	97.5		
合計	632.5	616.5	603.8	596.3	607.5	610.9	595.5	595.9	605.4		

図 2.1.3 1人1日平均排出量の推移



### 3) 総ごみの1人1日平均排出量の実績

総ごみ（生活系ごみと事業系ごみを合わせた全体のごみ）の1人1日平均排出量の実績を表2.1.8と図2.1.4に示します。

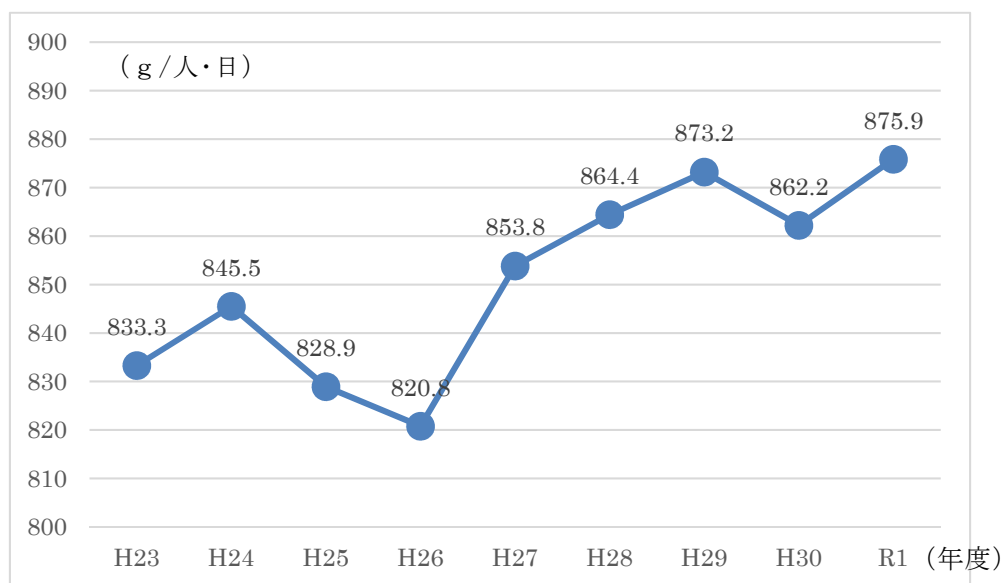
総ごみ1人1日排出量は、過去5年間では850～880g/人・日の間で概ね横ばいで推移しています。

**表 2.1.8 人口・総ごみ排出量及びその1人1日平均排出量の実績**

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
人口	66,996	66,657	66,069	65,479	64,793	64,150	63,486	62,788	62,206	人
総ごみ排出量	20,433	20,571	19,990	19,617	20,248	20,240	20,234	19,760	19,941	t/年
1人1日平均排出量	833.3	845.5	828.9	820.8	853.8	864.4	873.2	862.2	875.9	g/人・日

※総ごみ排出量 = 生活系ごみ量 + 事業系ごみ量 + 集団回収量

**図 2.1.4 総ごみ1人1日平均排出量の推移**

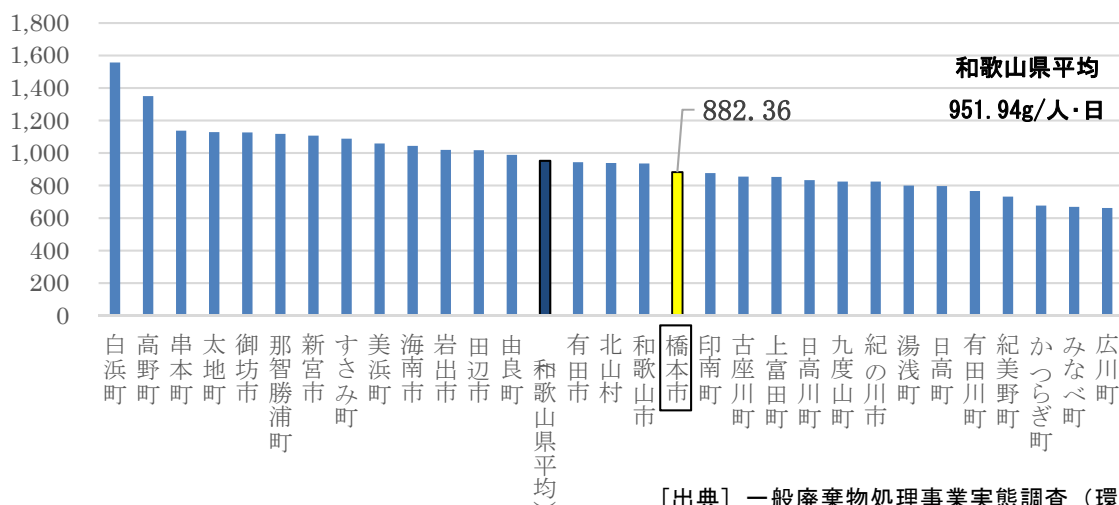


#### 4) 和歌山県及び各自治体の1人1日平均排出量の比較

和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（令和元年度）を図 2.1.5 と表 2.1.9 に示します。

本市のごみ総排出量の1人1日平均排出量は、令和元年度時点で県内 30 自治体の中位に位置し、県内 9 市の中では紀の川市に次いで 2 番目に少なくなっており、和歌山県平均の 952g/人・日と比べて本市では 882g/人・日で、約 70g/人・日少なくなっています。

図 2.1.5 和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（令和元年度）



〔出典〕 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

表 2.1.9 和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（令和元年度）

自治体	ごみ排出原単位 (g/人・日)
白浜町	1,556.15
高野町	1,349.79
串本町	1,136.70
太地町	1,128.19
御坊市	1,126.06
那智勝浦町	1,117.22
新宮市	1,106.81
すさみ町	1,087.64
美浜町	1,058.04
海南市	1,043.72
岩出市	1,019.46
田辺市	1,016.68
由良町	988.31
(和歌山県平均)	951.94
和歌山市	935.27
橋本市	882.36
印南町	876.37
古座川町	854.40
上富田町	852.91
日高川町	832.86
九度山町	824.22
紀の川市	823.64
湯浅町	799.53
日高町	796.76
有田川町	766.07
紀美野町	731.83
かつらぎ町	675.97
みなべ町	668.17
広川町	661.65

### 3 ごみの収集・運搬

#### 1) 収集区域

ごみ収集区域は、本市の行政区域全域です。

#### 2) 収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制を表 2.1.10 に示します。

可燃ごみは、週 1 回の地区と週 2 回収集が混在しています。その他プラ製容器包装は週 1 回の収集、ペットボトルは月に 2 回収集、粗大ごみは 2 ヶ月に 1 回の収集で、埋立ごみは 3 ヶ月に 1 回の収集としていますが、それ以外のごみは月に 1 回となっています。

また、区単位で可燃ごみの減量化に取り組み、収集回数を週に 1 回としている地区・自治会に対しては、「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」（平成 18 年告示第 342 号）の規定により奨励金を交付しており、地区単位での減量化をすすめています。

表 2.1.10 収集・運搬体制

分別区分	排出方法	収集頻度	収集・運搬主体
可燃ごみ	専用指定袋	週に 1~2 回	委託業者
ペットボトル	専用指定袋	月に 2 回	直営、委託業者
その他プラ製容器包装	専用指定袋	週に 1 回	直営、委託業者
埋立ごみ	専用指定袋	3 ヶ月に 1 回	委託業者
破碎選別ごみ	水色コンテナ	月に 1 回	委託業者
食品用ビン類	無色ビン：灰色コンテナ 茶色ビン：茶色コンテナ その他のビン：緑色コンテナ	月に 1 回	直営、委託業者
有害危険ごみ	黒色コンテナ	月に 1 回	直営
※粗大ごみ（可燃）	専用シール	2 ヶ月に 1 回	直営、委託業者
※粗大ごみ（破碎選別）	専用シール	2 ヶ月に 1 回	直営、委託業者
廃食用油	黒色コンテナ	月に 1 回	直営

※粗大ごみは、分別区分では同じだが、処理については、粗大可燃と粗大破碎選別に分けて行っている。

#### 4 中間処理

中間処理は、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。その施設の概要を表 2.1.11 に示します。

表 2.1.11 中間処理施設の概要

施設名称	橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）【焼却施設・リサイクル施設】
所在地	橋本市高野口町大野 1827 番地の 28
構成市町	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
敷地面積	約 58,000m <sup>2</sup>
供用開始	平成 21 年 11 月
延床面積	○焼却施設：6,017m <sup>2</sup> ○リサイクル施設：4,205m <sup>2</sup> ○管理棟：1,170m <sup>2</sup>
施設概要	【焼却施設】 ○施設規模・・・101t/日(50.5t/日・炉×2 炉) [24h] ○処理方式・・・全連続燃焼式ストーカ炉 【リサイクル施設】 ○施設規模・・・46.4t/日 [5h]

#### 5 最終処分

本市の最終処分場としては、橋本市一般廃棄物処理場が供用中であり、その概要を表 2.1.12 に示します。

橋本市一般廃棄物処理場では、埋立ごみのみを埋立処分しています。なお、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）から搬出される焼却残渣は、大阪湾フェニックスへ処分を委託しています。

表 2.1.12 最終処分場の概要

施設名称	橋本市一般廃棄物処理場
所在地	橋本市彦谷上ノ滝谷 752-7 番地 外
敷地面積	22,800m <sup>2</sup>
埋立面積	17,500m <sup>2</sup>
埋立容量	141,650m <sup>3</sup>
残余容量	10,334m <sup>3</sup> （令和 3 年 3 月末現在）
供用開始	平成 5 年 4 月
埋立対象物	ガラス類、陶磁器類、一般廃棄物となる側溝汚泥等

## 6 ごみの減量・再利用の状況

### 1) 生ごみ堆肥化・減量化運動

生ごみは分別し、少し手を加えるだけで有機資源として庭や畑で花や野菜の肥料として使えるうえ、可燃ごみの減量効果も高いため処理経費の削減にもなり、さらには地球温暖化の防止にもつながります。

そこで本市では、表 2.1.13 に示すとおり、資源循環型社会の実現に向け、生ごみを分別・堆肥化する生ごみの減量化に取り組んでいます。

**表 2.1.13 生ごみの減量化に関する取組**

No	項目	内容
1	生ごみ堆肥化事業	橋本市衛生自治会と協働し、生ごみ堆肥のつくり方や使用方法などについて、講習会を開催し必要な物品を無料貸出ししている。 【発砲スチロール式容器とウグラン、EM容器とEMぼかし、大型コンポスト容器】
2	生ごみ処理機器の購入補助事業	一般家庭から排出される生ごみ等を減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付している。
3	橋本市花と緑のリサイクル事業補助金の交付	生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量及びリサイクルを推進するため、区・自治会が実施する生ごみ堆肥を活用した花・木の植栽事業に対し、補助金を交付している。

※ウグランは、森下機械株式会社「ウグランマシン」で製造する細かい粒状の木材で保水性に優れ、通気性に富んだ高品質なオガ粉

※EMは、Effective Microorganisms(有用微生物群)の頭文字を取った略称

※EMぼかしは、米ぬか、もみ殻、糖蜜、EMなどを混ぜて発酵させたもの

## 2) 生ごみ処理機等の購入助成

生ごみ処理機等の助成制度の概要を表 2.1.14 に示します。

本市では、生ごみ堆肥化・減量化運動の他にも、堆肥の活用が難しい住宅地においても一般家庭から排出される生ごみを減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付しています。

**表 2.1.14 生ごみ処理機器購入助成制度の概要**

対 象 者	市民（事業所を除く）であり、市内で設置し、継続的に使用する者
対 象 機 器	生ごみ等の減量または堆肥化を行い、リサイクルする目的で購入する処理機器（ディスポーザーを除く）
補 助 比 率	購入額（附帯設備を除く）の 5 分の 3
上 限 額	6 万円

※補助比率・上限額（令和 3 年 10 月改正）

【出典】「橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱」（平成 18 年告示第 132 号）

補助基数の実績を表 2.1.15 に示します。

この助成制度は合併前の旧市町でも行われており、旧橋本市では、平成 3 年度から屋外用コンポスト容器の助成を開始し、平成 7 年度には屋内用コンポスト容器を、平成 12 年度には生ごみ処理機器（主に電気式）を対象に追加しました。また、旧高野口町では平成 13 年度から電気式生ごみ処理機器の助成を開始しました。合併後も一部条件を変更して継続しています。

生成された堆肥の使用用途がない場合は、市役所及び地区公民館に設置された回収ボックスで回収し、地域が花壇等に利用しています。

**表 2.1.15 補助基数の実績**

項 目 / 年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
補助件数（基）	38	47	34	25	26	32	35	48	43	37
累 計（基）	8,040	8,087	8,121	8,146	8,172	8,204	8,239	8,287	8,330	8,367

※ 累計は、助成開始（旧橋本市が平成 3 年度、旧高野口町が平成 13 年度）からの数値を示す。

### 3) 生ごみ堆肥化・減量化の集団実施と可燃ごみ収集回数の削減

生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金の概要を表 2.1.16 に示します。

本市では、区または自治会において集団的に生ごみの堆肥化や減量化を行い、可燃ごみの収集回数を通常の週 2 回から週 1 回にする場合、当該区または自治会内の世帯数に応じて、区または自治会に対して奨励金を交付しています。

**表 2.1.16 生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金の概要**

対 象 者	区、自治会
対 象 活 動	○8 割以上の世帯で衛生的かつ継続的に生ごみを堆肥化・減量化する ○堆肥化・減量化された生ごみを有効に活用する ○可燃ごみの収集を週 1 回以下とする
奨 励 額	区、自治会内の世帯数×年額（※）

※段階的に減額し令和 4 年 3 月末に廃止（平成 29 年度は 800 円、平成 30 年度からは 400 円）

〔出典〕「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」（平成 18 年告示第 342 号）

### 4) 資源ごみの分別収集

資源ごみの分別収集と資源化工程の概要を表 2.1.17 に示します。

分別収集した資源ごみは、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて選別などの処理を行い、資源化しています。

**表 2.1.17 資源ごみの分別収集と資源化工程**

分別区分	収集形態	一次処理	二次処理
ペットボトル	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
その他プラ製容器包装	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
破砕選別ごみ	委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて破砕・選別	民間業者にて委託処理（リサイクル）
食品用ビン類	直営・委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
有害危険ごみ	直営	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
廃食用油	直営	民間業者にて委託処理 →工業用脂肪酸原料	—



## 5) ごみ収集ボックスの設置

ごみ収集ボックス設置補助金の概要を表 2.1.18 に示します。

本市では、ごみ収集効率化やステーション管理のためにごみ収集ボックスや防鳥ネット等を設置しようとする区または自治会に補助金を交付しています。

**表 2.1.18 ごみ収集ボックス設置補助金の概要**

対 象 者	区、自治会
対 象 活 動	橋本市のごみ分別収集計画に協力し、ごみ収集箇所の減少に努め、ごみ収集ボックスの適切な維持管理を行う
補 助 比 率	ごみ収集ボックス、ネット等の設置に必要な費用の 2 分の 1
上 限 額	10 万円

[出典] 「橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱」(平成 18 年告示第 133 号)

## 6) 集団回収

本市では、古紙・古布類及びアルミ缶の集団回収を推進するため、「橋本市資源ごみ集団回収助成金交付要綱」(平成 18 年告示第 129 号)により資源ごみ 1k g あたり 3 円の助成を行っていましたが、全市域で集団回収が実施され、助成金制度の目的が一定の役割を終えたことから、平成 27 年度で終了しました。

また、食品用スチール缶、埋立ごみ、廃食用油及びペットボトルの 4 品目も集団回収を推進するため、「橋本市ごみ対策補助金交付要綱」(平成 29 年告示第 91 号)により集団回収に移行できた区・自治会に対し、1 品目ごとに 1 世帯あたり 100 円の補助金を交付しています。

## 7 ごみ処理事業経費

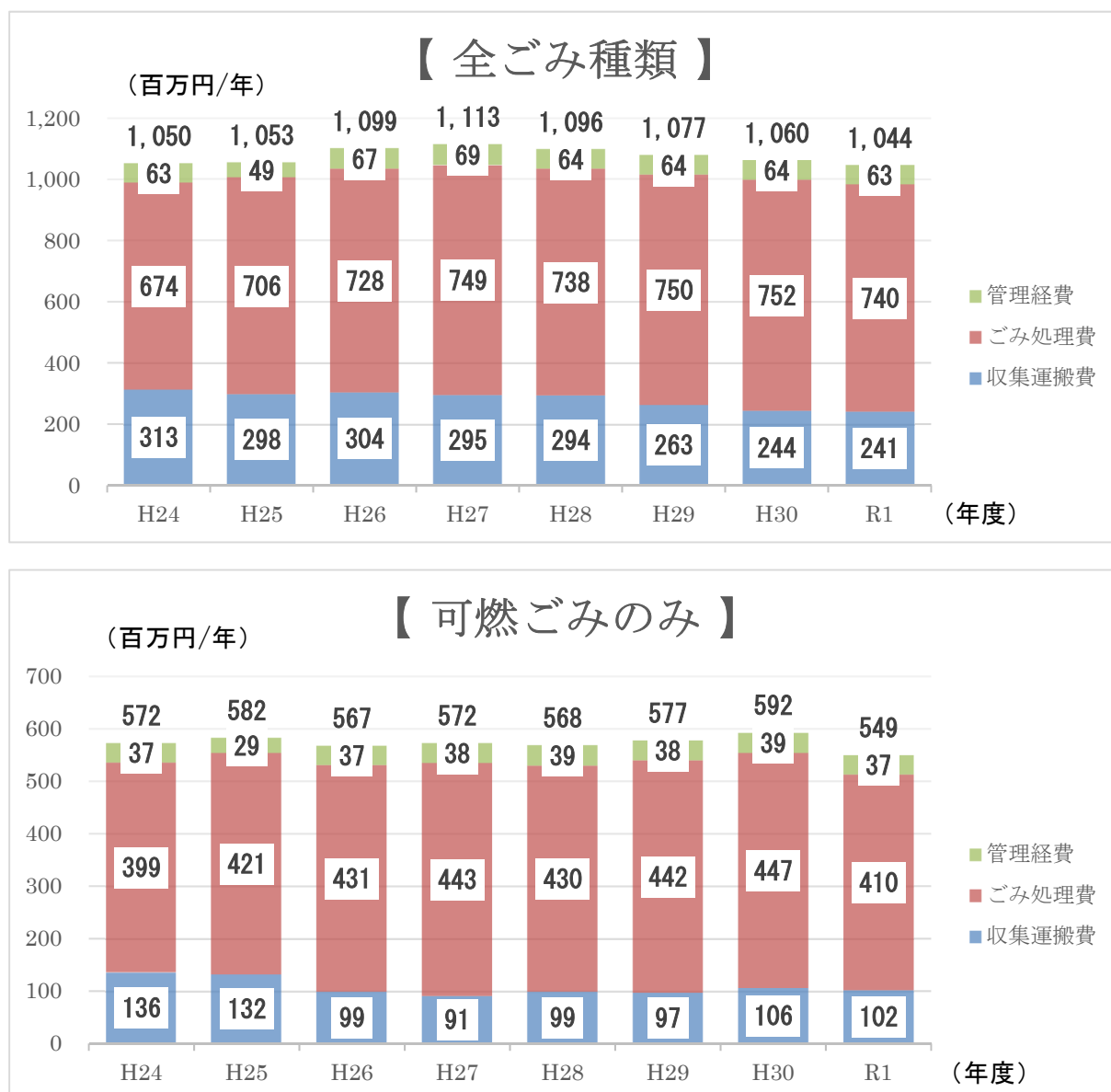
ごみ処理事業経費の内訳を図 2.1.6 に示します。

ごみ処理経費は以前、収集運搬費、処理費及び管理費等で整理しており、全体的かつ大まかな項目ごとの金額増減の推移はわかりましたが、ごみ種類別にどのくらいコストがかかっているかが把握できていませんでした。

そこで、平成 24 年度からは環境省が推奨する「一般廃棄物会計基準」という算出プログラムを使い種類別にごみ処理費用を算出し、公表しています。

最も排出量の多い可燃ごみを見ると増減がみられますが、ごみ全体の費用では平成 27 年度を境に減少傾向がみられます。

図 2.1.6 ごみ処理事業経費の内訳



## 第2章 ごみ処理の評価と課題

### 1 一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月）の実績と評価・課題

前回の基本計画での施策について、取組みの実績と評価・課題を表2.2.1に示します。

表2.2.1(1) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

#### 【主な施策（重点施策）】

#### ①効果的かつ環境負荷の少ない収集体制への見直し・移行【行政】

項目	実績	評価・課題
・収集方式や収集頻度の見直し	その他プラ製容器包装とペットボトル、破碎選別ごみと埋立ごみの組み合わせ収集するなどの見直しを行い2020年4月から実施した。	今後、直営収集の縮小などによりさらなる収集方式、収集頻度の見直し検討が必要である。
・拠点回収場所の設置	2018年3月に環境美化センター及び市役所に分別ごみステーションを整備した。	今後、環境美化センターの移転等の状況を見極め、拠点回収場所の見直し等の検討が必要である。

#### ②区・自治会、衛生自治会等との連携【市民・自治体】

項目	実績	評価・課題
・廃棄物減量等推進制度などの見直し、全体会議の開催	橋本市衛生自治会委員会の体制を整えるなど、全体的な連携を図っている。	今後、廃棄物減量等推進に関する要望、意見を集約し、ごみ処理に関する取り組みに反映させる必要がある。
・排出困難者等の支援体制、ごみ収集体制の見直し	2012年10月に福祉収集事業を開始し、2019年4月に対象を拡大した。また、2021年4月から紙おむつの福祉収集を開始した。	今後、増え続ける高齢者等ごみ出し困難者の支援やごみ収集の効率化のための体制見直しが必要である。 また、収取した紙おむつのリサイクル環境の構築に課題がある。

#### ③事業系ごみの減量化・資源化促進【事業者】

項目	実績	評価・課題
・事業系ごみの減量化・資源化に向けての指導・啓発	事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進を図るため、多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物減量等計画書の作成・提出を求めた。	今後、事業系ごみの減量化・資源化を促進するため、全ての事業者への指導・啓発を行う必要がある。
・事業系ごみ指定袋導入の検討	(未実施)	
・事業系資源ごみの受入品目の検討	(未実施)	

表 2.2.1(2) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【主な施策（主要な施策 その1）】

① 3R推進活動の促進・強化

項目	実績	評価・課題
・ごみや環境に対する意識啓発	3Rを推進するため、市広報紙やホームページなどでごみや環境に対する意識啓発を実施した。	ホームページの内容充実やSNS等を活用した情報発信など意識啓発の拡大が必要である。
・陶磁器リサイクルの推進	不要となった陶磁器の無料交換会を実施することで、ごみの減量に活かしている。	交換されず残った陶磁器も建材などに有効活用されている。 3R推進のため、継続した取り組みが必要である。
・不用品交換会実施の検討	2018年3月に環境美化センター内にリユースセンターを開設。また、2021年7月より電子情報掲示板「ジモティー」に出品し、不用品の交換を推進した。	展示すればすぐに引取り手が見つかり、好評である。 今後は、出品物を増やす取り組みと共に有料化に向けた検討も併せて必要である。
・古紙や雑紙の分別啓発	2020年2月にざつがみ分別チャレンジ袋（紙袋）を作成し、分別啓発を実施した。	可燃ごみの減量のため、引き続き分別啓発を実施する。

②ステーション収集体制の維持

項目	実績	評価・課題
・ステーション収集の継続	約2,700箇所のごみステーションで可燃ごみ等の収集を実施した。	ステーション収集を実施できている。
・ステーション情報の共有	ごみステーションの位置図面を区・自治会と情報共有し活用した。	今後、ステーションの集約や分割等の際に情報共有が必要である。
・ステーションでの啓発指導	ごみステーション管理の手引きを2019年2月に改訂し、啓発した。	今後、手引きの見直し等引き続き啓発が必要である。

③可燃ごみ収集週1回化

項目	実績	評価・課題
・週1回収集地区	2019年4月から97/109区・自治会において、週1回収集を実施。	(達成)
・週2回収集地区の週1回収集化	2022年4月から中高層マンションを除き、全地区週1回収集を実施。	(達成)

④生ごみ堆肥化・減量化の推進

項目	実績	評価・課題
・生ごみの減量化・堆肥化の推進	生ごみ堆肥化講習会などの啓発を基にごみの堆肥化・減量化を推進した。	実践者の意見と取り入れながら方法を改良しているが、においや虫の対策に課題が残っており、改善が必要である。

表 2.2.1(3) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【主な施策（主要な施策 その2）】

⑤ごみ処理関連補助金の見直し

項目	実績	評価・課題
・橋本市ごみ対策補助金の創設	2017年4月に補助制度を創設した。	(達成)
・生ごみ堆肥化、減量化集団実施奨励金	可燃ごみ週1回収集の目的を達成し、2022年3月末で廃止した。	見直し新制度については、2022年4月からSDGs交付金に統合。
・ごみステーション整備補助金 生ごみ処理機購入補助金	2021年10月に生ごみ処理機購入補助金の見直しを実施した。	今後、ごみ処理の状況に合わせた補助金の見直しが必要である。

⑥小売店等における減量・資源物の回収の推進

項目	実績	評価・課題
・資源ごみ回収拠点及び品目の拡充	(未実施)	
・店頭回収協力店での資源物の回収・引取り	(未実施)	

⑦ごみ処理実態の整理・公表

項目	実績	評価・課題
・ごみ処理経費の算出及び比較検討	ごみ処理経費の算出比較を実施し、見直しの基礎とした。	今後、算出したごみ処理経費をベースにごみ処理実態を整理する。

⑧災害時と廃棄物処理

項目	実績	評価・課題
・災害時の廃棄物処理	2015年3月に災害廃棄物処理対応マニュアルを作成した。	適宜、災害廃棄物の保管場所の確保、見直しに努める必要がある。

⑨最終処分場の確保

項目	実績	評価・課題
・最終処分場の延命化	2018年に最終処分場の嵩上げ工事を実施し、延命に取り組んだ。	今後、最終処分場の延命のため、住民負担を踏まえ慎重な検討が必要である。
・埋立ごみの資源化	陶磁器リサイクル交換会の実施により集められた陶磁器は、建材などの資源となっている。	今後、最終処分場の延命のため、ごみ収集時に集めた埋立ごみも建材等の資源化に取り組むなど検討が必要である。
・次期最終処分場の検討	(未実施)	今後、大阪湾フェニックスへの移行など慎重な検討が必要である。

## 2 課題の抽出

### 1) 事業系ごみの増加

本市のごみ排出量は全体では年間約 20,000 t で、近年は概ね横ばいとなっています。

生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量は、概ね横ばいまたはやや減少傾向で推移していますが、事業系ごみは増加傾向にある上、プラ容器などの産業廃棄物の混入も見られることから事業系ごみの減量やリサイクルを促す啓発に力を入れる必要があります。

### 2) 大阪湾圏広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）処理枠の不足

大阪湾圏広域処理場とは、近畿の地方自治体が共同で運営している大阪湾の中に造られた埋立処分場で、ごみ焼却により発生する灰などを埋立処分しています。

大阪湾圏広域処理場に持ち込むことができる灰の処理計画量は、人口や全体のごみ量などによって自治体ごとに定められており、その処理計画量を超える灰は持ち込むことができません。

平成 27 年度、本市から発生したごみのうち、約 16,000 トンを焼却処分していますが、燃えかすなどの約 1,900 トン（約 11%）が灰として残り、その処理にも多くの費用がかかっています。本市の枠は、残りわずかとなっていたため、令和 2 年度以降の埋立てできる枠を追加で確保しています。枠がなくなると、大阪湾圏広域処理場には持ち込めなくなり、より処理費用が高額な民間施設で処理しなければならなくなります。

従って、埋立てしなければならない焼却灰を削減するため、今後より一層、ごみの分別とごみの減量に取り組んでいく必要があります。

### 3) 一般廃棄物処分場の状況

本市の埋立ごみは、彦谷地区にある、処分場で最終処分を行っています。広域処理による分別見直しにより、処理量が減っていますが、現在も年間約 400 t（覆土を含め体積は約 1,000 m<sup>3</sup>）の最終処分を行っています。

残余量が少なくなっているため、平成 30 年度に嵩上げ工事の改修を実施していますが、それでも現在の実績量を継続して処分し続けた場合は、約 10 年で一杯になってしまいます。

その後は、民間施設に処理を委託したり、新たな最終処分場を建設したりする必要があり、新規の最終処分場の建設には、造成工事に加え防水処理や排水処理施設なども必要で、周辺の環境影響評価も行うため、多額の費用と期間が必要となります。

市と衛生自治会では、現在埋立て処分している、陶磁器やガラス製品は不要品交換会の開催などでリユースに取り組んでいます。

今後、埋立ごみとしているものの収集方法や、処分方法を検討し、最終処分量の削減に取り組むことが必須となっています。

#### 4) ごみ収集及び処理方法の見直し

ごみ処理経費は、ごみ全体の費用では増加傾向がみられます。また、ごみの処理コストを種類別にみると、その他プラ製容器包装やペットボトルなどの当初計画より排出量が少ないものや、ビンなどのコンテナ収集を行っている品目を中心に処理単価が変動しているものも見受けられます。したがって、ごみ収集の合理化や費用削減につながる取組や施策を新たに検討するとともに、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法を見直す必要があります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1 基本方針

本市においては、循環型社会を構築するために、市民一人ひとりが、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、そして、ごみとして出すものについても、焼却処理や埋立て処理をするのではなく資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みを推進しており、一定の効果が出てきています。

本計画では、今後とも引き続き「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」をテーマに、できる限り再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりを目指します。

**資源循環型の社会実現に向けてごみの減量、  
資源化及び適正処理を推進する。**

～テーマ～ **資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。**



## 2 処理体制

計画期間におけるごみ分類別の処理主体を表 2.3.1 に示します。

今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、関係機関と協議した上で見直しを行うこととします。

表 2.3.1 ごみ分類別の処理主体

分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理・資源化	最終処分
可燃ごみ	排出者	排出者	委託業者収集、直接搬入	広域組合	—
その他プラ製容器包装	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、直接搬入	広域組合	—
ペットボトル	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、直接搬入	広域組合	—
埋立ごみ	排出者	排出者	委託業者収集	—	市
※粗大ごみ(可燃)	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、直接搬入	広域組合	—
※粗大ごみ(破碎選別)	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、直接搬入	広域組合	—
食品用ビン類	排出者	排出者	直営収集、委託業者収集、直接搬入	広域組合	—
スチール缶(食品用)	排出者	排出者	集団回収、直接搬入	資源化業者	—
破碎選別ごみ	排出者	排出者	委託業者収集、直接搬入	広域組合	—
有害危険ごみ	排出者	排出者	直営収集、直接搬入	広域組合	—
アルミ缶(食品用)	排出者	排出者	集団回収、直接搬入	資源化業者	—
古紙・古布類	排出者	排出者	集団回収、直接搬入	資源化業者	—
事業系一般廃棄物	排出者	排出者	許可業者収集、直接搬入	広域組合	—

(注) 「広域組合」とは、橋本周辺広域市町村圏組合を示す。

※粗大ごみは、分別区分では同じだが、処理については、粗大可燃と粗大破碎選別に分けて行っている。

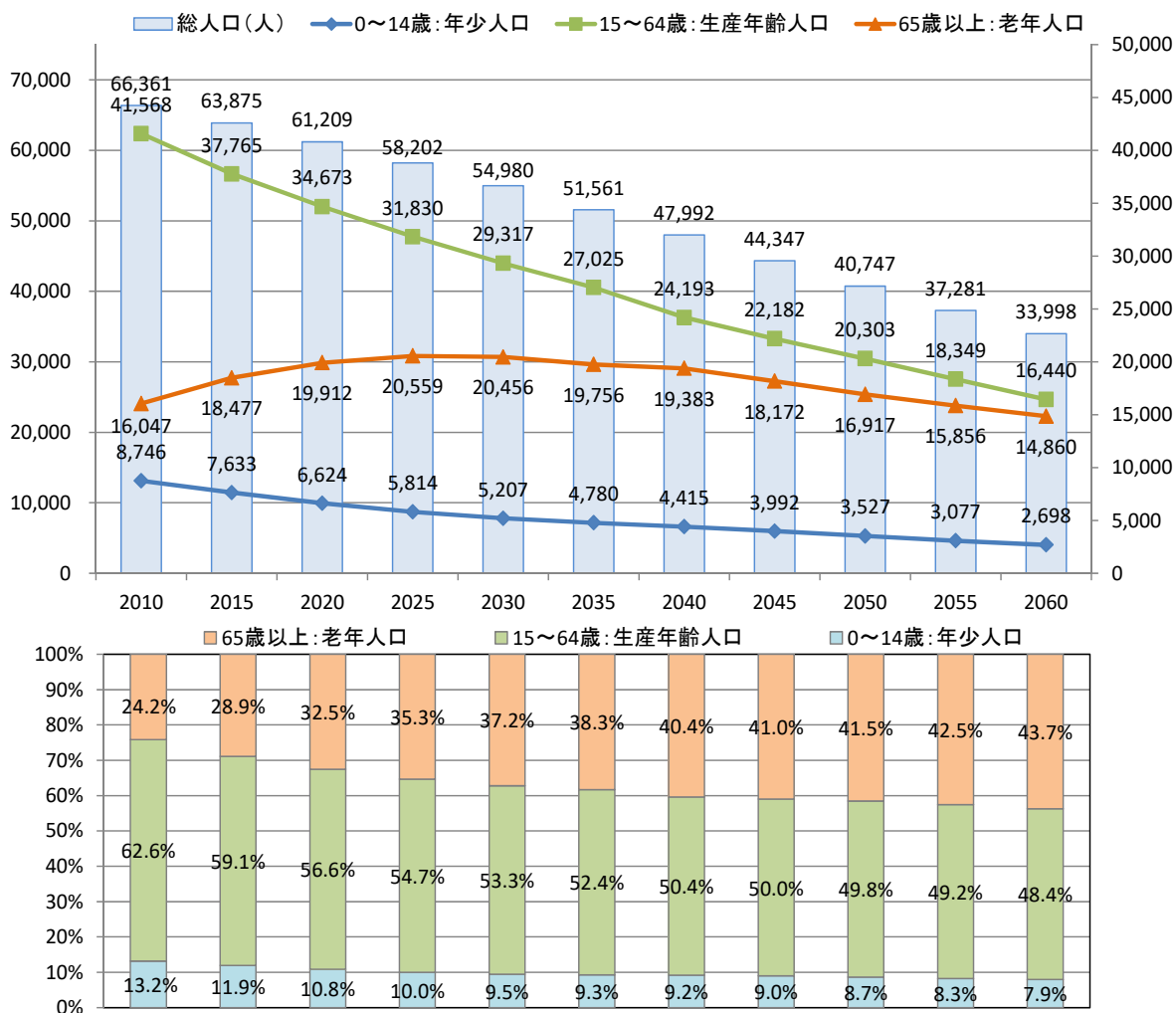
### 3 人口の見通し

#### 1) 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計を準拠し将来人口を推計した場合、平成 62 年（2060 年）における橋本市の総人口は 34,000 人程度まで減少し、その内 43.7%が高齢者となるとされています。

これは平成 22 年（2010 年）と比べ半分程度の人口規模となります（図 2.3.1）。

図 2.3.1 将来人口の推計



[出典] 国立社会保障・人口問題研究所

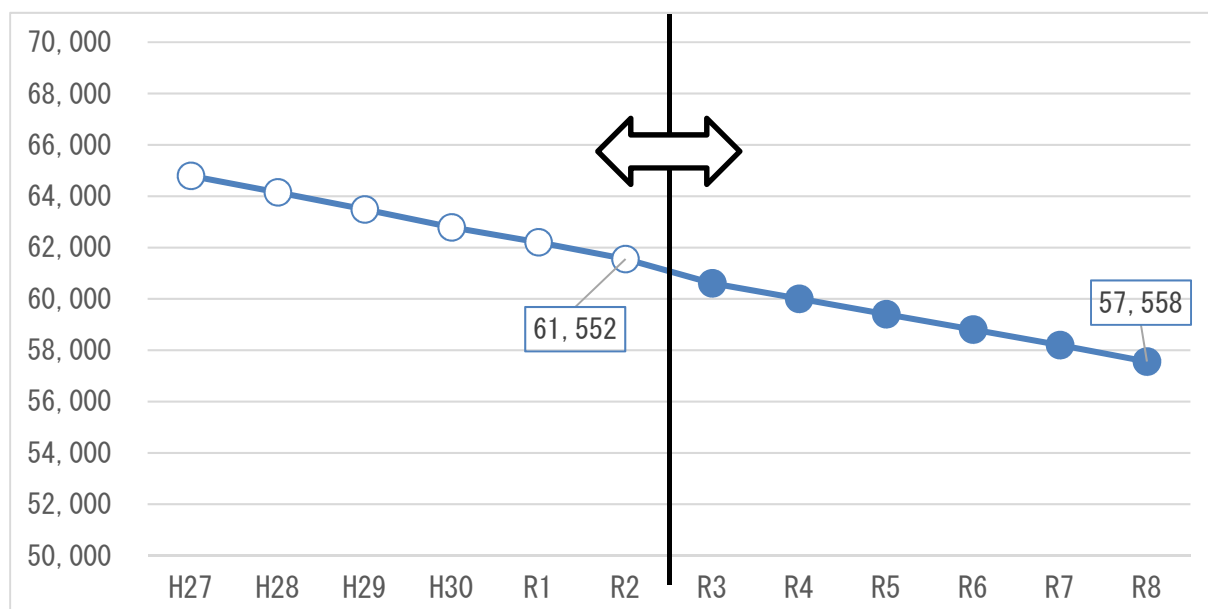
## 2) 本計画で採用する将来人口

本計画で採用する将来人口は、1)の「現推計(社人研)」の推計値を基に算出するものとします。その結果は、表2.3.2及び図2.3.2に示すとおりです。

表2.3.2 本計画で採用する将来人口の推計

		人口	備考
実績	H27	64,793	H28.3.31 現在
	H28	64,150	H29.3.31 現在
	H29	63,486	H30.3.31 現在
	H30	62,788	H31.3.31 現在
	R1	62,206	R2.3.31 現在
	R2(2020)	61,552	R3.3.31 現在
推計	R3	60,608	(直線補間)
	R4	60,007	(直線補間)
	R5	59,406	(直線補間)
	R6	58,805	(直線補間)
	R7(2025)	58,202	現推計(社人研)より
	R8	57,558	(直線補間)

図2.3.2 本計画における実績と将来人口の推移



## 4 ごみの種類別の排出量予測

### 1) ごみの排出量と処理の流れ

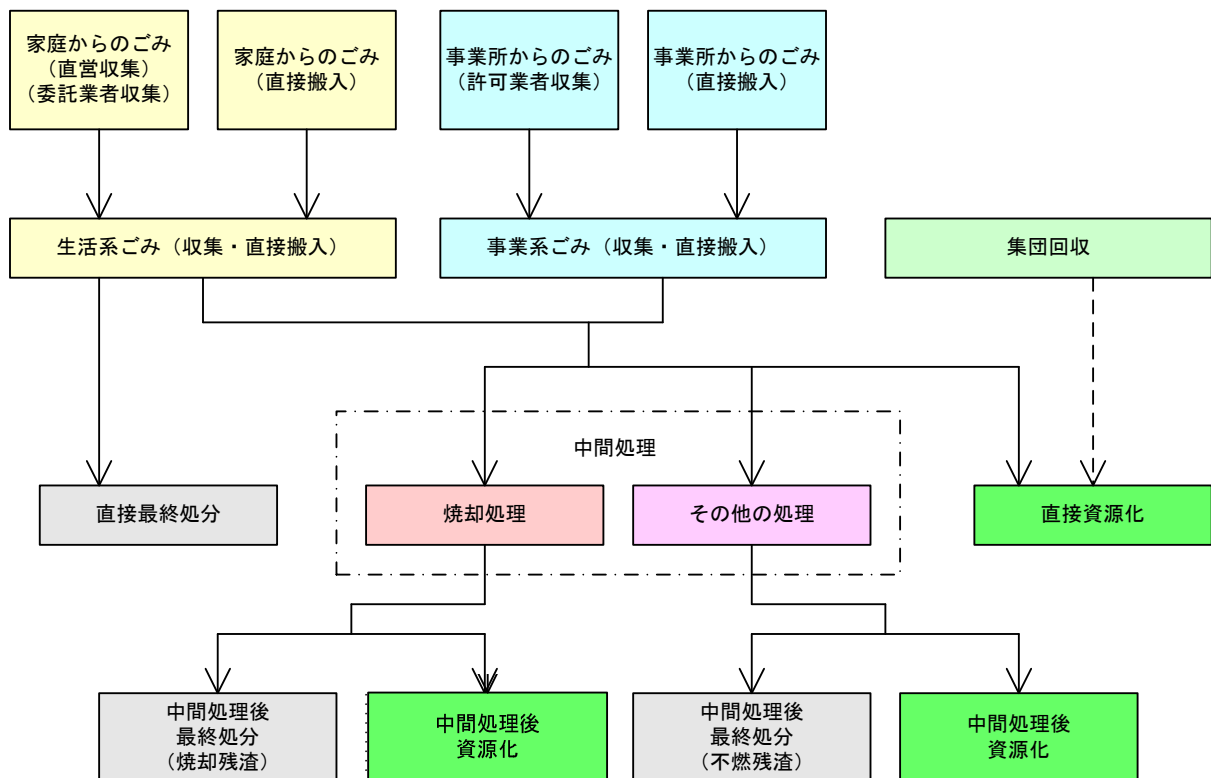
産業廃棄物を除く一般廃棄物の排出と処理の流れを図 2.3.3 に示します。

本市から排出されるごみは、市民が排出する「生活系ごみ」「集団回収の資源物」と、事業者が排出する「事業系ごみ」に分類されます。これらのごみの収集運搬の方法としては、「生活系ごみ」には、市または市の委託業者による収集と市民が処理施設に直接搬入する方法があります。「事業系ごみ」には、事業者が委託した業者による収集と、事業者が処理施設に直接搬入する方法があります。

また、「集団回収の資源物」の収集運搬は、市民が資源化業者に直接引き渡す方法となります。

排出されたごみの大部分は、焼却処理によって減量化されますが、残りは資源化、または最終処分されることとなります。また、集団回収などにより直接資源化されるものもあります。

図 2.3.3 ごみの排出と処理の流れ

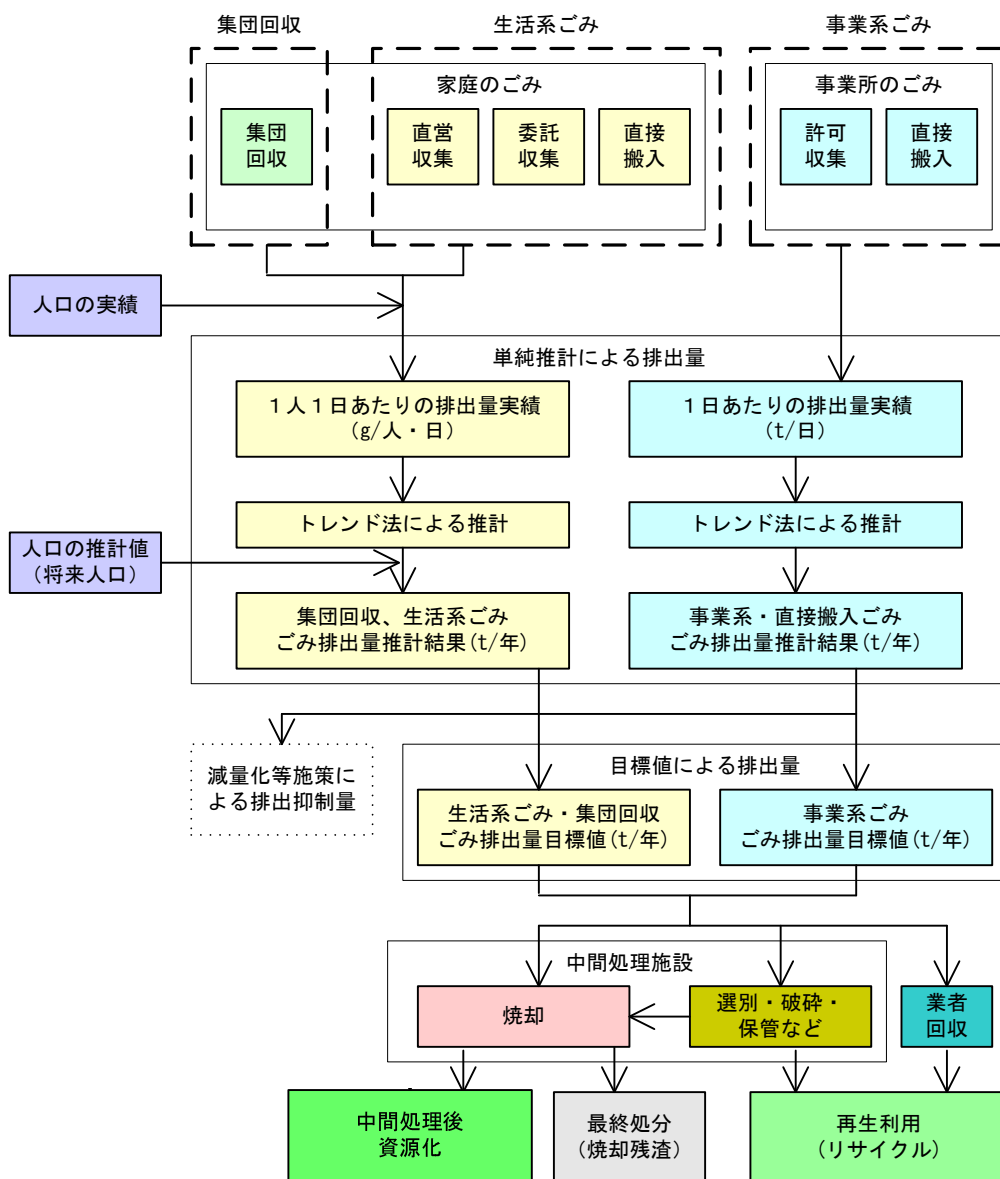


## 2) ごみの排出量と処理量の予測方法

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月、環境省）では、ごみ処理基本計画において、計画目標年次におけるごみの種類別発生量及び処理量の見込みを示すこととなっています。また、見込み量の推計方法については、「単純推計」と「目標値」の 2 段階で予測を行うことが示されています。したがって、本計画では、その予測を行います。

ごみの処理量は、ごみ排出量の予測値に現在の処理状況（資源化割合など）を踏まえて予測します。（図 2.3.4 参照）

図 2.3.4 ごみ排出量及びごみ処理の予測フロー



### 3) ごみの排出量及び処理量の見込み

ごみ排出量及び処理量の見込みを表 2.3.3 及び図 2.3.5 に示します。

令和 8 年度におけるごみ排出量は 18,279 t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み値も年々減少しています。

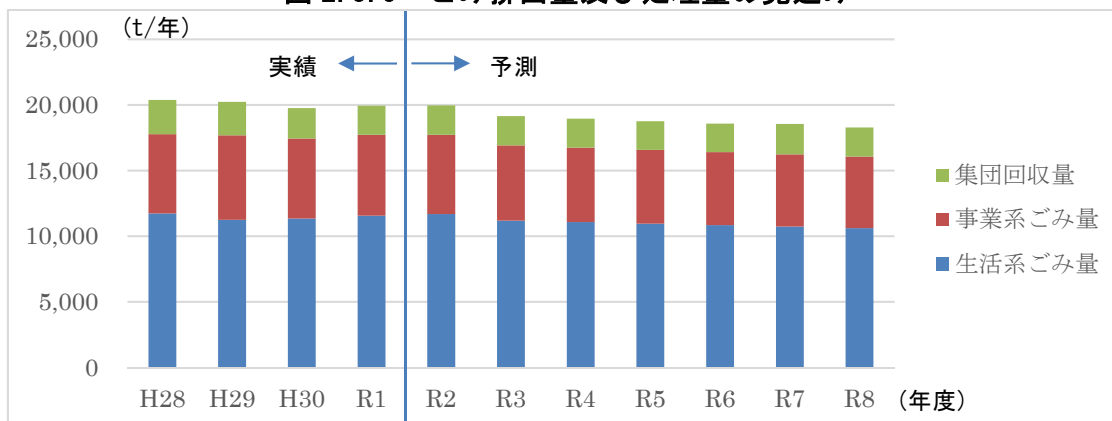
ごみ排出量に対する焼却処理の割合は 78%、焼却処理による減量化率は 70%と見込まれます。また、資源化率が 18%、最終処分率は 12%と見込まれます。

表 2.3.3 ごみ排出量及び処理量の見込み

	単位	実績				予測							
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
行政区域内人口	人	64,150	63,486	62,788	62,206	61,552	60,608	60,007	59,406	58,805	58,202	57,558	
排出量	生活系ごみ量	t/年	11,737	11,249	11,341	11,564	11,689	11,181	11,070	10,959	10,848	10,737	10,618
		g/人・日	501	485	495	508	520	505	505	504	505	505	505
	事業系ごみ量	t/年	6,029	6,434	6,104	6,157	6,038	5,730	5,673	5,616	5,559	5,502	5,441
		g/人・日	257	278	266	270	269	259	259	258	259	259	259
	集団回収量	t/年	2,611	2,551	2,315	2,220	2,234	2,232	2,210	2,188	2,166	2,313	2,220
		g/人・日	112	110	101	98	99	101	101	101	101	109	106
合計	t/年	20,377	20,234	19,760	19,941	19,961	19,143	18,953	18,763	18,573	18,552	18,279	
	g/人・日	870	873	862	876	888	865	865	863	865	873	870	
焼却量	t/年	15,544	15,530	15,544	15,609	15,164	14,931	14,783	14,635	14,487	14,338	14,180	
焼却量割合	(%)	76%	77%	79%	78%	76%	78%	78%	78%	78%	77%	78%	
(減量化量)	t/年	14,560	13,982	13,961	14,189	14,206	13,476	13,343	13,209	13,075	12,942	12,798	
(減量化率)	(%)	71%	69%	70%	71%	71%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	
リサイクル量	t/年	3,457	3,753	3,518	3,415	3,446	3,393	3,359	3,326	3,292	3,258	3,222	
リサイクル率	(%)	17%	19%	18%	17%	17%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	
最終処分量	t/年	2,360	2,499	2,281	2,337	2,309	2,274	2,251	2,228	2,206	2,183	2,159	
最終処分率	(%)	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	

※焼却量割合、減量化率、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

図 2.3.5 ごみ排出量及び処理量の見込み



## 5 計画の目標

### 1) 目標値の設定

本市の総ごみ排出量の1人1日平均排出量は、約870g/人・日程度でここ近年推移しており、これから大きな減少はみられないものと考えられます。また、本市は、全国平均(918g/人・日)及び和歌山県平均(952g/人・日)より低く、また県内の自治体の中でも低い水準にあります。しかしながら、今回実施した調査結果などを踏まえると、生活系ごみ、事業系ごみともに資源化・減量化の余地が残っています。

したがって、ごみ減量目標を設定するには、以下のとおりに設定します。

#### ①生活系ごみ(集団回収は除く)

令和8年度の家庭系ごみ1人1日平均排出量は、令和元年度(507.9g/人・日)から約28g/人・日減量(約5.5%削減)することを目標に、**480g/人・日**とします。

表 2.3.4 生活系ごみの計画目標

項目	平成27年度 実績値	令和元年度 実績値	令和8年度 目標値	令和元年度比
1人1日平均排出量 (g/人・日)	514.1	507.9	480.0	-27.9

※具体的には、生ごみの水切りや堆肥化で、ごみ分類調査で約28g/日程度削減が可能である。  
 ※さらに、可燃ごみに含まれている資源化可能なものは可能な限り資源化していくものとする。  
 (集団回収量への増加:約55g/人・日)

#### ②事業系ごみ

令和8年度の事業系ごみ1日平均排出量は、平成27年度(15.95t/日)から約1t/日減量(約6%削減)することを目標に、**15t/日**とします。

なお、令和元年度実績は企業誘致等により16.82t/日と増加していますが、3Rの推進などごみ減量の余地が残っているため、目標はそのままとします。

表 2.3.5 事業系ごみの計画目標

項目	平成27年度 実績値	令和元年度 実績値	令和8年度 目標値	平成27年度比
事業所1日平均 排出量 (t/日)	15.95	16.82	15.00	-0.95

※事業系ごみの減量も推進する必要があるが、適正排出及び企業誘致により事業系ごみの増加が予想されるため、目標は現状の約1t/日減量と設定した。

## 2) 目標達成時のごみの排出量及び処理量の見込み

目標達成時のごみ排出量及び処理量の見込みを表 2.3.6 及び図 2.3.6 に示します。

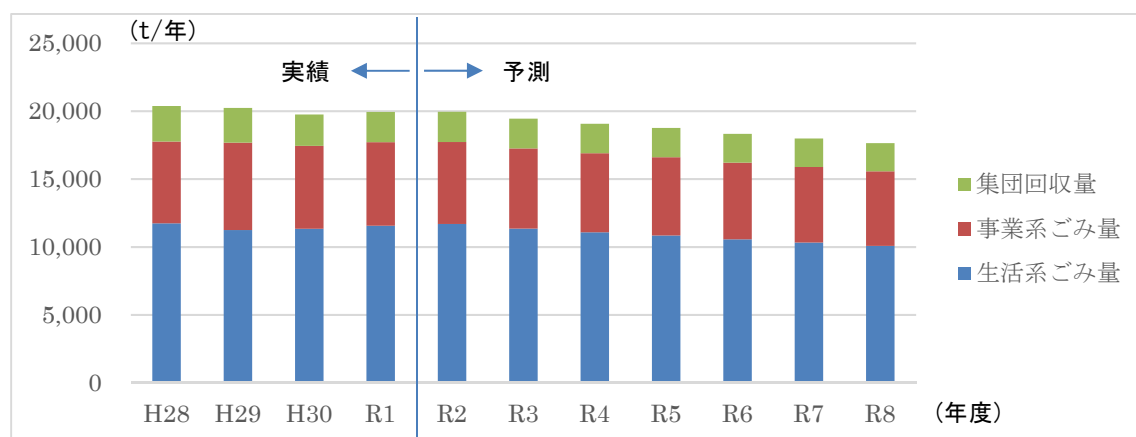
令和 8 年度におけるごみ排出量目標は 17,647 t であり、ごみ排出量目標に対する焼却処理の割合は 76%、焼却処理による減量化率は 71%と見込まれます。また、資源化率が 17%、最終処分率が 12%と見込まれます。

表 2.3.6 目標達成時におけるごみ排出量及び処理量の見込み

		実績				予測								
		単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
行政区域内人口		人	64,150	63,486	62,788	62,206	61,552	60,608	60,007	59,406	58,805	58,202	57,558	
排出量	生活系ごみ量	t/年	11,737	11,249	11,341	11,564	11,689	11,349	11,083	10,850	10,560	10,324	10,084	
		g/人・日	501	485	495	508	520	513	506	499	492	486	480	
	事業系ごみ量	t/年	6,029	6,434	6,104	6,157	6,038	5,907	5,826	5,762	5,645	5,566	5,483	
		g/人・日	257	278	266	270	269	267	266	265	263	262	261	
	集団回収量	t/年	2,611	2,551	2,315	2,220	2,234	2,190	2,168	2,153	2,125	2,103	2,080	
		g/人・日	112	110	101	98	99	99	99	99	99	99	99	
	合計	t/年	20,377	20,234	19,760	19,941	19,961	19,445	19,077	18,764	18,330	17,993	17,647	
		g/人・日	870	873	862	876	888	879	871	863	854	847	840	
	焼却量		t/年	15,544	15,530	15,544	15,609	15,164	14,778	14,499	14,261	13,931	13,675	13,412
	焼却量割合		(%)	76%	77%	79%	78%	76%	76%	76%	76%	76%	76%	76%
(減量化量)		t/年	14,560	13,982	13,961	14,189	14,206	13,719	13,545	13,322	13,014	12,775	12,530	
(減量化率)		(%)	71%	69%	70%	71%	71%	71%	71%	71%	71%	71%	71%	
リサイクル量		t/年	3,457	3,753	3,518	3,415	3,446	3,393	3,243	3,190	3,116	3,059	3,000	
リサイクル率		(%)	17%	19%	18%	17%	17%	17%	17%	17%	17%	17%	17%	
最終処分量		t/年	2,360	2,499	2,281	2,337	2,309	2,333	2,289	2,252	2,200	2,159	2,118	
最終処分率		(%)	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	

※焼却量割合、減量化率、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

図 2.3.6 目標達成時におけるごみ排出量及び処理量の見込み

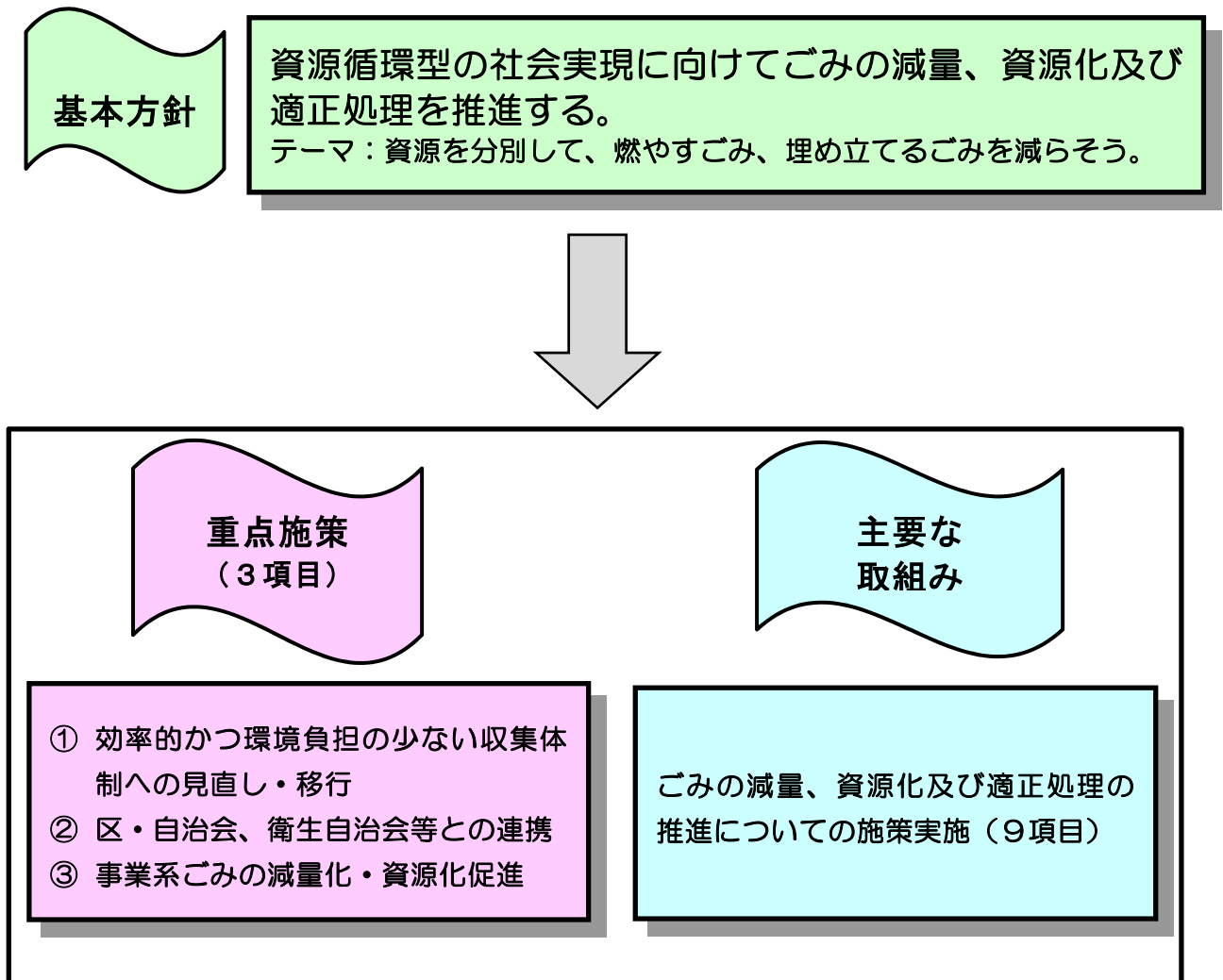




## 6 施策と市民・事業者の取り組み

### 1) 取組の体系

本計画の計画期間である平成 29 年度～令和 8 年度において、基本方針を達成するための取組体系を下記のとおり示します。



## 2) 主な施策（重点施策）

### ①効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行【行政】

収集車両の台数や走行距離が多い割にごみ量が少ないなど、環境的、経済的に高負担となっている品目の収集方法を見直し、効率的な収集・運搬体制の確立や市民が自由に排出できる場所の設置を検討します。

また、アンケート調査や可燃ごみの分類調査の結果より、ごみの減量（手付かず食品や生ごみの水切り徹底）やリサイクル（紙類やその他プラスチック製容器包装）が可能な部分が明確となりました。したがって、可燃ごみ、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルは、経済的にかつ効率よく収集するためには、分別頻度を見直します。

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
・収集方式や収集頻度の見直し	検討・準備			実施							

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
・拠点回収場所の設置	検討・準備			実施							

### ②区・自治会、衛生自治会等との連携【市民・自治体】

現在、市では区長会を母体とした衛生自治会組織が充実しており、他市における廃棄物減量等推進員の役割を担っています。

また、衛生自治会、区・自治会など及び行政のそれぞれの立場で、個々に連携は取れているものの、全体的な連携までには至っていません。全体的に連携が図れる制度や連絡会などを開催する必要があります。その会議等で出された要望や意見を集約しながら、ごみ処理や生活排水処理に関する取組みを実施します。その他、ごみ出し困難者の支援体制作りやごみ収集の効率化に向けた体制の見直しなどを検討していきます。

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
・廃棄物減量等推進制度などの見直し、全体会議の開催	検討・協議・準備			実施							

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
・排出困難者等の支援体制、ごみ収集体制の見直し	検討・協議・準備			実施							

### ③事業系ごみの減量化・資源化促進【事業者】

事業系ごみの量が継続して増加傾向にあります。事業系ごみの可燃ごみには、まだリサイクルできる紙ごみなどが含まれているものと考えられます。したがって、平成 27 年度に作成した「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査などを実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ促進し、事業者への排出指導や意識啓発を行います。また、多量排出事業者に対しては、廃棄物減量計画書の提出を要請します。

さらに、事業系ごみの排出抑制及び資源化の意識づけを目的として、事業系ごみ指定袋導入を検討します。また、事業系資源ごみのうち、ペットボトル、ビン、缶、古紙類は、広域ごみ処理場に搬入できますが、プラ製容器包装など組合受け入れ品目を増やすことについても協議検討を行います。

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・事業系ごみの減量化・資源化に向けての指導・啓発	→ 継続・強化・推進									

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・事業系ごみ指定袋導入の検討	→ 検討・協議					→ 実施				

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・事業系資源ごみの受入品目の検討	→ 検討・協議					→ 実施				

### 3) 主な施策（主要な施策）

#### ① 3R推進活動の促進・強化

3Rを推進するため、広報やホームページなどで、ごみや環境に対する意識啓発を行います。また、リユース及びリサイクルを推進するため、陶磁器リサイクル市の開催や粗大ごみなどの不用品交換会の実施を検討するとともに、可燃ごみに相当程度含まれる古紙や雑紙の分別の啓発を行います。

具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・ごみや環境に対する意識啓発	→ 継続									
・陶磁器リサイクルの推進	→ 継続・普及									
・不用品交換会実施の検討	→		→ 調査・検討			→ 実施				
・古紙や雑紙の分別啓発	→ 継続・強化									

#### ② ステーション収集体制の維持

生活系ごみ収集のうち、可燃ごみなど指定袋の回収方法では、個別収集とステーション収集が混在していましたが、平成28年9月末で個別収集を無くし、ステーション化を完了しました。今後は、ステーション収集体制の維持のため、各ステーションの管理運営状況などについて市と区・自治会で情報を共有できる仕組みを構築します。

ステーションの状況確認を定期的実施するとともに、収集場所での分別指導なども実施し、ごみの分別度、管理状況向上のための啓発を行います。

具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・ステーション収集の継続	→ 継続									
・ステーション情報の共有	→		→ 検討・準備			→ 実施				
・ステーションでの啓発指導	→ 実施									

### ③可燃ごみ収集週1回化

ごみ収集の効率化による経費削減のため、可燃ごみ収集の全市週1回化を目指します。なお、実施にあたっては、今後ともごみ減量に対する支援策を実施するとともに、マンション世帯への配慮、子育て世帯や夏季の衛生上の対策をとるとともに、ごみ減量に取り組める体制づくりを行いつつ、ごみ減量に取り組みにくい夏期に限り最長3年間は、週2回収の経過措置をとりながら、全市での可燃ごみ収集の週1回化について進めていきます。

具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・週1回収地区	→ 継続									
具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・週2回収地区の週1回収化	→		啓発・試行			→ 実施				

### ④生ごみ堆肥化・減量化の推進

これまでの方法を踏襲しながら、水切りなどで生ごみの減量化を推進します。庭や耕作地を持たない世帯からの堆肥の有効利用を進めるため、堆肥、腐葉土活用のネットワークづくりを構築します。また、生ごみ排出時のにおい対策や衛生対策の検証を続け、効果のあるものを市民に啓発していきます。あわせて、可燃ごみに含まれる食品ロスの削減啓発を実施します。

具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・生ごみの減量化・堆肥化の推進	→ 啓発・継続									

### ⑤ごみ処理関連補助金の見直し

現行の補助金制度の見直しを行い、生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金については、可燃ごみ収集の週1回化完了に合わせて役割が完了するので制度を廃止し、また、ごみ対策補助金についても一部を除き、ごみに関する課題を含めた地域課題解消のための新たな補助制度に統合します。

なお、ごみ対策補助金の一部（陶磁器リサイクル交換会）や効率的な収集体制の維持に必要なごみステーションの整備並びにごみの減量に効果がある生ごみ処理機購入についての補助金は継続していきます。

具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・橋本市ごみ対策補助金	→ 啓発・実施					→ 見直し・実施				
具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・生ごみ堆肥化、減量化集団実施奨励金	→		減額			廃止				
具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・ごみステーション整備補助金 生ごみ処理機購入補助金	→ 継続									

## 『橋本市ごみ対策補助金』の概要

### 1. 趣旨

区・自治会との協働により、市のごみ収集やごみ処理の課題の解消や経費削減に結びつく取組みを対象とする。

### 2. 対象

区、自治会、地区区長会

### 3. 内容

下記の取組みについて、複合的に補助金を交付する。

#### ①拠点収集・集団回収などへの移行

- ・ 1品あたり年額 100 円／世帯  
(対象品目：スチール缶、ペットボトル、埋立ごみ、廃食用油)

#### ②陶磁器リサイクル交換会の実施

- ・ 1回あたり 4,000 円/区・自治会+80 円／世帯（2回まで）

#### ③ごみ出し困難者支援

- ・ 対象世帯支援 年額 10,000 円／世帯  
※年度途中は期別精算（3か月分 2,500 円）

令和 4 年度より改正

制度名称：橋本市陶磁器リサイクル交換会補助金交付要綱

補助内容：②陶磁器リサイクル交換会の実施のみ

※①は、SDGs 交付金に統合

※③は、廃止

## ⑥小売店等における減量・資源物の回収の推進

トレイなどの資源ごみは店頭回収などの回収拠点を利用している市民が多いため、資源ごみ回収拠点と回収品目を拡充します。また、店頭回収協力店と協議し、資源ごみの回収・引取りなどを検討します。

具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・ 資源ごみ回収拠点及び品目の拡充			検討・協議・準備				実施			
具体的な施策	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・ 店頭回収協力店での資源物の回収・引取り			検討・協議・要請					実施		

### ⑦ごみ処理実態の整理・公表

ごみ処理経費を毎年算出します。その算出したごみ処理経費を比較し、今後のごみ処理経費のあり方を3年に1回程度検証します。

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・ごみ処理経費の算出及び比較検討										

### ⑧災害時の廃棄物処理

急な災害発生に備えて、大規模災害発生時の処理体制を充実するとともに、災害廃棄物の1次、2次保管場所の確保を進めていきます。

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・災害時の廃棄物処理										

### ⑨最終処分場の確保

早期に現在の最終処分場の改修工事を行い、埋立てごみの処分方法を確保します。現在、最終処分を行っている品目のリサイクル方法の可能性について検証し、次期最終処分場設置の必要性等について検討を行います。

具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・最終処分場の延命化										
具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・埋立てごみの資源化										
具体的な施策	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
・次期最終処分場の検討										